

別紙

馬事公苑入厩条件

馬事公苑診療所

平成21年9月14日改定

当苑内での馬の伝染病の発生を予防し、馬の健康を守るため、馬事公苑へ入厩する際は以下の条件を満たしてください。この条件は、家畜伝染病予防法ならびに日本中央競馬会伝染病防あつ規程の指示に基づき設定しております。

【1】当苑入厩の衛生条件

- ①繋養場所の全頭に対し、軽種馬防疫協議会が推奨するワクチンプログラムに則ったワクチン接種が行われていること。
- ②入厩前の滞在場所に馬インフルエンザ感染馬がいる場合は、当該施設からの入厩は許可しない。
- ③馬事公苑入厩の1週間前から極力馬の移動を控え、入厩直前に発熱、咳や鼻水などの臨床症状がないことを確認すること。

【2】来苑予定馬の入厩条件

①馬伝染性貧血検査

入厩日の前年1月1日以降に実施していること

②馬インフルエンザ予防接種

新入厩馬（馬事公苑に初めて入厩する馬）

1) 基礎免疫として2週間から2ヶ月以内の間隔で2回接種が実施されていること。

・内国産馬は、1歳時の春期に実施するのが望ましい

・外国産馬は輸入後速やかに実施するのが望ましい

2) 基礎免疫完了後4週間以上7ヶ月以内に補強接種（初回補強接種）が実施されていること。その後すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。

・7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい

3) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、初回補強接種が適切に実施されていない馬、又は補強接種間隔が1年を越えた馬については再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

再入厩馬（新入厩馬以外の馬）

1) 前回の入厩以降、すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること

・7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい

2) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

【3】日本脳炎予防接種

7月～10月に入厩する場合は、以下の接種要領に基づき実施していること。

1) 毎年2週間から2ヶ月の間隔で2回接種すること。ただし、流行期に十分な抗体価を維持するため、接種時期は5月～6月とする。

2) 所定の予防接種が5月～6月に完了していない場合は、10月末までに必ず接種すること。

以上